

憲法

第15回
自主憲法制定国民大会
報告号



●改憲は戦後の総決算！

第15回
自主憲法制定国民大会報告号

自主憲法制定国民会議・自主憲法期成議員同盟

■題字は岸信介元総理

憲法改正の法理と手続

駒沢大学教授 竹花光範著

成文堂 発行

比較憲法学的考察を中心に

A五判 上製箱入二一八〇頁 送料共
定価三、〇〇〇円(特価二、七〇〇円)

本書は、これまでに、日本国憲法の改正に関する法理と手続について、これほどまとまった解説書
がなかっただけに、貴重な労作といえ、その点で、法学者、立法者、行政者にとって、まさに必携の書
瀬戸山三男著

改憲論語

新・日本国憲法制定論

四六判 二五二頁 定価一、五〇〇円 日本工業新聞社刊

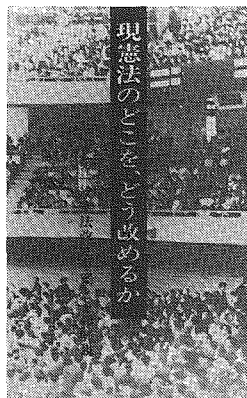
現憲法はどこに欠陥があるのか/元文相・前自民党憲法調査会長が書き下した憂国の新・憲法制定論
自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議編・発行

現憲法のどこを、どう改めるか

●第一次憲法改正草案とその解説

新書判 七六頁 定価五三〇円

現憲法には、施行当初からの不備があり、また社会情勢の進展
に伴ってその条文と現実とのギャップがますます広がってきて
います。改正点は無数にありますが、その中から弊害の著しい
もの、学問的に妥当でないものを中心に、二十五項目の改正点
を洗い出し、分かりやすい解説も付してあります。現憲法のど
こにかなる問題点があるかを知る必携の書



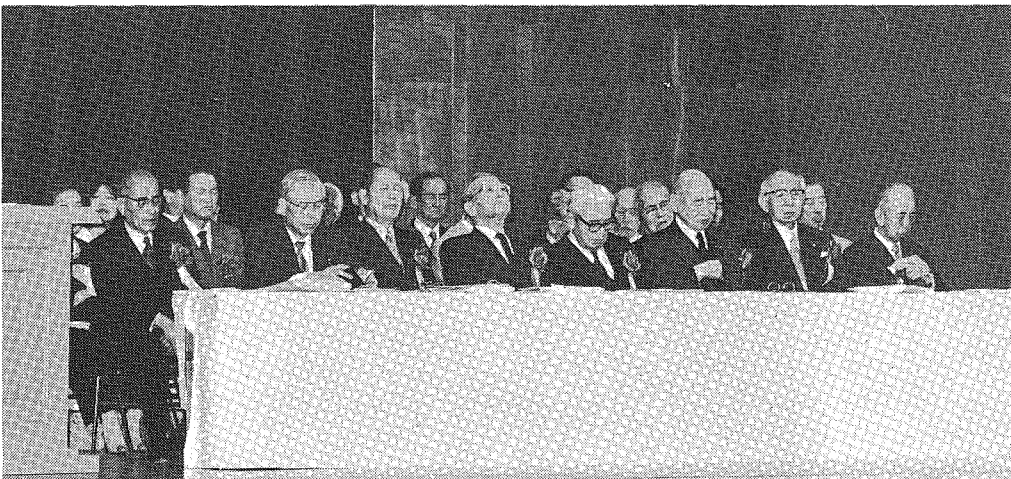
現憲法のどこを、どう改めるか

いずれも御注文は 自主憲法制定国民会議 振替東京 6-22879



▲熱弁をふるう岸信介会長

▶満員の会場。左右の袖には立っている参会者も多い



▲壇上向かって左，発表者と主催者側



▲壇上向かって右，各界からの来賓

一、国歌斉唱（二回）			
二、開会の辞	国民文化研究会理事長 元亜細亜大学教授	小田村寅二郎	①
三、会長挨拶	自主憲法制定国民会議 自主憲法期成議員同盟	長 岸 信介	②
四、運動方針	自主憲法制定国民会議 自主憲法期成議員同盟	事務局長 清原 淳平	⑥
五、推進の言葉			
自由民主党代表	衆議院議員、元総務副長官 自由民主党国民運動本部長	村田敬次郎	⑧
議員同盟代表	衆議院議員、元消防大学校長	森 清	⑩
経済人代表	世界経済調査会理事長	木内 信胤	⑫
文化人代表	作曲家	黛 敏郎	⑭
婦人代表	日本婦人連合会会長	荒川 綾	⑯
青年代表	国際勝共連合	伊藤 好子	⑰
六、大会決議	佛所護念会	坂尾 光康	⑳
七、記念講演	私の憲法改正意見 衆議院議員、自民党憲法調査会会長	稲葉 修	㉑
八、閉会の辞	日本郷友連盟会長	廣瀬 榮一	㉒
九、万歳三唱	明治神宮宮司	高澤信一郎	㉓



▲続々とつめかける熱心な参会者



●開会の辞

悲願達成に向けて
いっそうの努力を！

国民文化研究会理事長
元亜細亜大学教授

小田村寅二郎

ここに第十五回自主憲法制定国民大会を催しましたところ、諸事ご多用中にもかかわらず、かくも多数のご来会を賜りましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

さて、皆さまにお送りいたしましたご案内状のなかで、岸信介会長は、「この自主憲法制定運動だけは、党派、派閥の次元を越えて、日本人がやらなければならぬ国家的、民族的事業である。断固やり抜く覚悟である」と述べておられました。（拍手）皆さまと共に、われわれの目指すところも、その一語につきると存じます。

では、本会の目的を達成するためにはどうしたらいいかと申しますに、大きく分けて二つの事が必要と考えます。一つは、新しく作る自主憲法の内容を用意することで、これにつきましては、すでにその取りまとめがなされつつあり、ご同慶の至りにたえません。

もう一つは、いわゆる護憲派に対する積極的な切り崩し運動の展開であります。護憲派の自家どう着、矛盾をつき、実態を切り崩していくことが必要だと思います。（拍手）

そして一方においては、取りまとめた改憲の内容をできるだけ分かりやすく国民の皆さまに提示して、そのコンセンサスを得るように努力する。この二つが相まって、はじめて自主憲法制定への機運が、力強く盛り上がっていくのではないのでしょうか。（拍手）

明年は今上陛下御在位六十年という、記念すべき年であります。それについても現憲法の天皇の章だけでもなんとか改めたいと思います。天皇は、古代からの歴史伝統に基づき、単なる象徴などではなく、せめて国の代表者であることを、はっきりさせたいと思います。皆さま、持てる力を結集し、悲願を達成しようではありませんか。（拍手）



●会長挨拶

憲法改正は

戦後の総決算である

自主憲法制定国民会議会長
自主憲法期成議員同盟会長

岸 信 介

●民主主義政治の下にタブーはない

本年もこの五月三日を期して、自主憲法制定国民大会を開くことが出来ましたが、かくも多数の皆さまが御参会くださいましたことは、本当に感激に堪えないところであります。自主憲法制定についての、皆さまのご熱意に対し、会長として心から感謝を申し上げます。(拍手)

この大会も回を重ね、すでに十五回になるのであります。私自身も元気でおりますものの、一年一年、年をとって参ります。したがって、目の黒いうちに、何とか自主憲法が制定され、その憲法を自分の体でしっかり感じたいという気持ちですが、目を追うことに強くなってきました。(拍手)

自主憲法制定の運動を始めましてから、この十五年の間に、政治家のみならず一般国民もこの問題に理解を持たれ、これを実現しようという熱意が各方面から盛り上がり上がって来ている事を、非常に力強く考えております。しかし、何といっても、自主憲法を制定する原動力になるのは内閣総理大臣であり、また、日本の政権を担当している自由民主党の責任であると思っております。(拍手)

一国の最も重要な憲法を制定するという問題は、国政のうちにおきましても、最も重要な問題でありますから、歴代の内閣総理大臣はこの問題に関してはっきりした考えを持ち、そして政治的にこれを推進する責任のあることを自覚して、あらゆる面において自主憲法制定の問題に取り組んでいかなければならぬと思っております。(拍手)

戦後における自主憲法制定運動の歴史を振り返ってみますと、最も熱心な考えを持っておられたのは鳩山内閣であり、次いで、かく申す岸内閣が同じような考えから憲法調査会を設けました。この憲法調査会は基本的・根本的な研究・調査を行って、自主憲法制定の基礎にしようという考えで、努力をして参ったのであります。ところが、不幸にして、その後の歴代内閣は憲法問題に取り組む事を避け、国会においても論議をしないようにし、自分の内閣では憲法改正をしないと明言した内閣も、ずっと相続いたのであります。(憤懣のとよめきのなか、「そうだ」という激しいかけ声が相次ぐ)

中曾根内閣になってから、初めて中曾根総理はこの憲法問題に対し、従来のように論議することを忌避していた内閣の態度を改めて、「民主主義の政治の下においてはタブーはない、憲法改正論議もまた大いにやるべし」という、積極的な姿勢をとり、自由民主党もまた、その大会において、決議、宣言、運動方針に、党の基本政策である自主憲法制定の問題をはっきり取り上げ、党の態度を明らかにしたの

であります。(拍手)

こういう事が、自主憲法制定運動に非常な効果をもたらしておりますが、われわれといたしましても、政府及び政府を支持している政党の、積極的な表明に接して、当然の事ではあるが、初めて自主憲法制定のための本当の第一歩を踏み出したのだなと理解いたし、さらにこの運動が積極化していくことを念願しているわけであります。(拍手)

● 改憲こそ戦後の総決算

中曾根君もいろいろ重要な問題をかかえておるので、自分の内閣の政治日程には、まだ憲法改正を取り上げる事をしないとっております。しかし、私はやはり、中曾根内閣として、本当に自主憲法制定に対して熱意を持ち、日本のために、真にこれをやらなければならぬ。憲法改正とは、戦後の占領政策から生じたところの、いろいろの問題の総決算をする大問題なのであります。(大拍手) 申すまでもなく、十七年後には二十一世紀を迎えようとしているのであります。この二十一世紀における日本民族の世界的な使命を考える時に、われわれが本当に、われわれの手で自主憲法を制定して、日本民族の世界平和への貢献の基礎を明確にしなければなりません。そうした意味においても、中曾根内閣はやはり政治日程の上に取り上げて、自主憲法制定の具体的な運動を進めていってほしい。政府としても、これに対して責任のある態度を明確にする必要があると思っております。(拍手)

一般の国民運動の高まりももとよりであります。最近はまだ、いろいろな学者のグループの人々が憲法改正問題に対して、非常に熱心に研究・努力をされております。もちろん改憲については、われわ

れは新しい憲法の草案を持たなければならぬし、さまざまな問題において、具体的にこの運動を進める事を考えております。その意味から申しましたが、学者・文化人のかたがたや、あるいは国民運動の各方面において、そうした具体的な運動が進められているのは、非常に心強く、頼もしい事です。

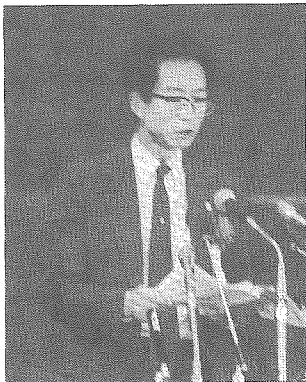
● この体で新しい憲法を感じたい

こうした高まりを目のあたりにいたしますにつけても、政府及び政権を担当している自由民主党が責任を持ってこの問題に取り組み、一日も早く政治日程に乗せて、具体的に各方面で国民運動を推進しているかたがたと連絡をとりながら、自主憲法制定の問題を進めていってほしいと、ねがわずにはいられません。(拍手)

先ほども申しましたように、やっばり年をとりますと、だんだん気が短くなります。この目で新しい憲法を見、この体で自主憲法を感じたい(大拍手)、これが私どもの念願でありまして、くどいようであります。そういう意味から申しましたが、政府も与党も、さらにいっそう、この問題に対して熱意ある態度を明確にしてもらいたいと考えております。

また、それを実現させるように、私どもはあらゆる面から努力をして参りたいと考えておりますので、国民の皆さまも、どうかわれわれのこの考え方を、ご支援いただき、ご鞭撻をさせていただきたいと、かように存ずる次第であります。

本日は、かくも多数のかたがたが、熱心にご参会下さいました事を、会長として心から厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。(拍手)



●運動方針

改憲案の具体的提示と

啓蒙・普及こそ急務

自主憲法制定国民会議 事務局局長
自主憲法制定議員同盟

清原 淳平

この一年間の経過を振り返り、そして今年度の運動方針に入りたいと思います。経過報告につきましても、お配りしました資料袋のなかの「憲法」新聞・大会直前号の第一面に活動経過と情勢分析が書いてございます。また「新聞掲載記事と論拠資料」を左に開きますと、当団体の二年間の活動ぶりを報道した新聞記事が、原寸大で掲載してあります。さらに右側から開いていただきますと、改憲のための論拠資料というものが、いくつか載っております。これは、世のなかで次第に忙しくなると、部厚い資料はとも読む時間がないという実情にあわせ、自主憲法では四、五年前から、半紙一枚程度に改憲のための論拠資料を分かりやすくまとめ、作製・配布しておりますが、ここにはそのなかから重要と思われるものを選びました。例えば、昨年度、憲法学者の協力を得て中曽根総理に提出した「靖国神社公式参拝

合憲の法的論拠」ならびに「沿革的論拠」は、各新聞も大きく取り上げまして、政府与党や世間に大きな影響を与えたわけですが、これにつきましては、二十六頁〜三十三頁に収録してございます。

こうした論拠資料につきましては、二百名の会員を擁します憲法学会の諸先生に、日頃から格別のご協力をいただいております。本日は学界の先生がたも多数お見えでいらっしゃると思いますので、感謝の拍手をしていただけたらと存じます。(盛大な拍手起ころ)

第二番目のご報告は、民間運動の盛り上がりについてであります。昨年は五月三日のこの国民大会の外に、十一月三日にも大阪市中央公会堂において、千五百名を越す大きな国民大会を開く事が出来ました。これは年二回、大きな大会が出来たというだけでなく、この大阪大会には大阪府

選出自民党国会議員全員が相乗りをし、かつ自民党大阪府連が後援したという点で、大きな前進であったと思います。

そして、昨年度のもう一つの大きなご報告は、今年の一月二十六日の自民党大会に当たって、自主憲法期成議員同盟としては昨年と同様、自主憲法制定に関する文言が掲げられるものと信じていたところ、今年はその文言を大会決議宣言から外すことに内定したという情報が入りました。つまり、昨年末の総選挙に敗れたことから、自民党執行部において、そのようにきめたというのであります。

その時、議員同盟ではちやうど役員会を開いておりましたが、岸会長はその場で党首脳に電話をかけられ、「総選挙で敗けたのは、改憲運動のためではない。自主憲法制定という国民の基本的課題は、選挙で多少敗れたからといって、動揺すべきではない。一度掲げた上は、断固堅持すべきである」と、きびしく申されたのであります。(拍手)

また、議員同盟副会長、そして自民党前国会議員会長の増田甲子七先生も直接党三役に会われ、岸会長、議員同盟の意向を強く申し入れて下さったわけでありました。(拍手) こうした岸会長をはじめとする議員同盟の活躍で、自主憲法に関する文言が大会決議宣言に盛り込まれた以上、自民党は岸会長の言われた通り、信念を持って改憲運動に取り組んでいただきたいと要望いたします。(拍手)

●「新聞掲載記事と論拠資料」定価六五〇円/千三五〇円

「憲法」新聞 定価一〇〇〇円/千七〇〇円/申込先は自主憲法制定国民会議事務局へ

さて、今年度の運動方針の方向づけといたしましては、特に改憲がなぜ必要か、改めるとすれば、どこをどのよう改めるかといった理由づけについての啓蒙、普及にあると考えております。と申しますのも、護憲派には確たる理論がなく、単に「平和憲法だから守れ」といった、抽象的な言葉を唱えているにすぎません。国民は、すでにそうした抽象論にはあき足らなくなっております。したがって、国民の要望にこたえる意味においても、改憲についての具体的な提示を行なう時期でありまして、われわれ改憲派は護憲派の何層倍も勉強しなければなりません。

そのために、これからも「論拠資料」を次々にまとめ、憲法学者や文化人のご協力の下に、さらに充実した改憲草案を作っていく。それを国民の皆さまに広く知っていただくために、全国的な組織を作りたい、あるいは既存の加盟団体の組織の力をお借りしたい、かように考えております。

本年も、すでに三月十七日に、自主憲法制定愛知県民会議では、県下四百名の幹部を集め、東京から講師を招いて幹部研修会を開きました。今日お集まりいただいた皆さま方も、岸会長はじめ各界代表の諸先生の話に耳を傾けられ、明日からさっそく皆さまのお一人一人が、各地域・職場において憲法改正の必要性を訴えられ、勉強会などを催して下さるよう、そしてこの国家的・民族的課題の実現に、ぜひお力をお貸し下さるようお願い申し上げます。(拍手)



●推進の言葉

国土と

国民生活に根ざした憲法を！

衆議院議員、元総理府総務副長官
自由民主党国民運動本部長

自由民主党代表 村田敬次郎

自主憲法制定推進のための国民大会という、この記念すべき日に、自由民主党を代表してご挨拶させていただきますとなりました。大変光栄でございます。

さきほど、岸会長が挨拶されましたなかに、「改憲は戦後の総決算である」というお言葉がありました。また、鳩山内閣、岸内閣では、自主憲法制定について、非常に熱心に論議され、行動もしたけれども、その後は残念ながら下火になってしまった。しかし、中曽根内閣になりましてからは、自主憲法制定についての積極的な発言をしているわけでありました。私も出席いたしました予算委員会の席上で、中曽根総理は「私個人は改憲論者だ。憲法論議はタブー視せず、よりよきものに前進させるため、改憲論、護憲論ともに、堂々と自由闊達に論議すべきである。自由な風潮が国民にみなぎらないと前進しない」と、その所信を表明さ

成立したドイツ共和国の憲法であります。ナチスドイツが台頭する前の憲法であります。近代民主主義憲法の典型とされておりまして。しかしながら、この憲法の寿命は短く、十数年にして滅んでしまいました。その事につきましては、ワイマール憲法はあまりにも抽象的であって、かつ理想的に走りすぎたという批判がされている。これは皆さまがたのご承知の通りであります。

今朝、新聞に目を通しましたところ、ある大新聞の社説に、「歴史の反省と地球的視野」という題で、次のような事が書かれておりました。欧米人の会合の席で、日本国憲法前文や第九条を英語で朗読すると、肅然として敬意を示す人はごく少数であって、大多数の人々は、日本人とは何と非現実的な国民かといった、しらけた顔をする。彼等は東洋の一島国の歴史には関心を示さず、もっぱら国際政治のなかにおける日本の役割に期待をよせているのである。

こうした現実を無視して、われらが平和憲法をみよと、自ら誇り高ぶる、いわゆる夜郎自大に走ることは、厳に戒めねばならない。その新聞は、こういう指摘をしているのであります。大新聞ですら、憲法前文や第九条は、欧米人の間で心からの共感をもって迎えられないと、こう申しているのであります。(拍手)

戦後三十九年、日本国憲法施行以来、三十七周年目が今日でございますが、その間、一回の改正もなされなかった。

れました。したがって、こうした方針のもとに自主憲法の論議は盛り上がりつつあるわけでございます。(拍手) 憲法とは、ご承知のように国家存立の基本条件を定めた根本法でございます。すなわち、国の統治権、根本的な機関などの大原則を定めた基礎法で、他の法律・命令をもって変更する事を許さない、国の最高法規である。国の最高法規でありますからこそ、われわれは憲法についての論議をしっかりとやらなければならない。そして、改めるべきはしっかりと改めなければならない。日本民族のために、そして日本民族が伝えてきた歴史と文化の名においてでございます。(拍手しきり)

かつて、第一次世界大戦の後に、ワイマール憲法というのが制定されました。これはドイツ帝国が崩壊をいたしてから、一九一九年にワイマールで開かれた国民議会で作られた。世界の動向をみますと、欧米諸国においては、アメリカ、イタリア各五回、フランス八回、スイス十三回、そして西ドイツは三十四回、ソ連に至っては五十一回も改正をしております。アジアにおいても、中国は戦後たびたび改正をしておりますし、インドでは四十五回、パキスタンでも十九回という回数に及んでいるわけでありまして。憲法改正を論じることが、憲法批判でけしからぬ事だなどという、偏向した一部のマスコミの議論などは、世界的な情勢をみる限り、全く的はずれであります。(拍手) もし、改正がいけないとするならば、日本国憲法第九十六条に「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ」という規定がなぜ存在するのか。この規定は憲法改正を前提としたものではないのでしょうか。(拍手) われわれは日本民族のために、必要とあらばいつでも憲法改正の論議をまき起こし、目的を達成するまで、しっかりと歩みを進めていかなければならないと思います。(拍手) 皆さん、憲法とは一国の歴史・文化・国民生活・国土に根ざしたものでなければなりません。昭和二十二年に施行された日本国憲法は、その意味においては占領政策に即して、アメリカ側が作った憲法を翻訳したものにすぎないのです。われわれは、真の日本国憲法を、今後も真剣に求めていこうではありませんか。(拍手)



●推進の言葉

改憲の世論を盛り上げるのは 政治家の責任

衆議院議員、元消防大学校長

自主憲法期成議員同盟代表 森

清

皆さまにまず訴えたい事は、独立国が自主的に作ったものでない憲法を持っている事などあり得ないのに、これから自主憲法を作らなければならないというわが国は、何と情け無い国かということであります。(拍手)どんな事があっても、われわれは日本の力によって、日本の人間によって憲法を作りたい。これが自主憲の叫びであり、もとより私も、志を同じうする皆さまとともに、自主憲法制定に向かって全力を傾けるつもりでございます。(拍手)

ご承知のように、わが国は敗戦後、連合国によって占領されたわけですが、その時に国の基本法である憲法をマッカーサーから作れと命令され、政府は草案を作りました。しかし、総司令部に拒否され、この案で作れとって示されたのが現憲法であります。

この憲法草案を受諾する時には、いろいろな議論がござ

が作られ、国民に発表されました。その時に衆議院は解散されておりましてので、総選挙が行われました。そのなかで、この憲法についての議論はほとんどなされておられません。つづいて国会において憲法の審議が行われたわけですが、ここでもどこがいいとかわるいとかの論議は、ほとんどなかった。もっとも、すべての権限は最高司令官にあつたわけで、もし連合軍の占領の趣旨に反する言動をすれば、たちまち懲役十年であります。国会議員の身分も、たちどころにはく奪されてしまいます。そういう状況でしたから、これはもう完全にマッカーサーの意のままになった憲法であります。(拍手)これが憲法制定の実態でございます。

そこで、このような恥ずべき憲法を持っているのに、捨てて省みないような国民の気持は、精神的に全く奴隷化されているわけで、それが戦後の混乱、教育の荒廃、道義の退廃などにすべてつながっていると、私はかように確信をいたしているのであります。(拍手)

したがって、自主憲法期成議員同盟といたしましては、これからのような方法で現在の困難な状況を打開していくか、大問題でございます。そこで、私はまず足もとを固めなくてはならないと思います。さきほど岸先生からも、「自由民主党に期待する」というお言葉をいただきました。私もその一員として、党内において、自主憲法を絶対に成立させなければならないという機運を作りあげるのが、私

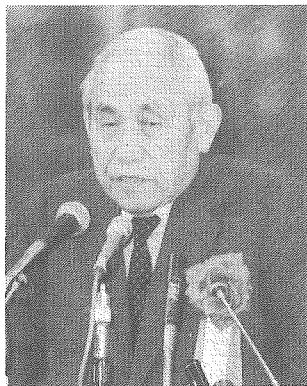
いました。例えば、明治憲法にしたがって憲法改正を行うならば、天皇のみご発議の権限があるのに、マッカーサーから示された前文には、国民が制定すると書いてあると。これは困った事ではないかと、閣議で幣原総理大臣が発言されました。ところが、それに対して当時の法制局長官が、それならば便法として、このような憲法を作れという陛下のお言葉を賜ってくればいいではないか。そして、みことの方にしたがって、国民が作ったという事にすればいいと思うと、こういう事を申されたというんです。その時に、松本憲法担当大臣は、それは三百代言の弁である、きびしく反論されております。つまり、現憲法の制定そのものが、三百代言的な論理によっているというわけで、これも情け無い事の一つであります。(拍手)

ほかにもいろいろありましたが、このような経過で草案

たちの最大の責任であろうと思います。(拍手)

とにかく、われわれは日本の本来のあり方に即し、長い伝統を持つ民族の魂を根本に据えながら、新しい憲法、本当の意味での日本の憲法を制定する、その草案作りに早急に取り組んで、これが自主憲法であるといつて示す責任がございませぬ。その作業を早急に進めたいと思うのであります。(拍手)そして、そのような案を掲げて、われわれが広く国民に訴えようではありませんか。今の憲法はこのような憲法である。われわれが作ろうとする自主憲法はこうである。こうして国民にアピールすれば、世論は必ず熟してきます。そうでなく、国民世論の熟するのを待つて、それから憲法改正をすればいいなどと言うならば、政治家はいりませぬ。(拍手)政治家は、国家のために何が必要か、国民のために何が必要か。それを掲げて国民を説得し、国民の賛同を得て行動してこそ、政治家ではありませんか。(拍手)「そうだ!」の聲

最後になりましたが、私は憲法を大事にしたいと思うのです。社会党のいう違憲合法論などは、全く憲法破壊論であります。(拍手)憲法否定論であります。(拍手)そういう暴論は論外といたしまして、私は本当の憲法を持ちたい。護憲とか改憲とかいう立場を越えて、これこそ日本の憲法だといえる憲法が欲しいのであります。(拍手)さらに前進する事をお誓いして、ご挨拶といたします。(拍手)



●推進の言葉

本当の憲法論議を！

世界経済調査会理事長

経済人代表 木内信胤

私の肩書きは経済人代表となっておりますが、経済の話をする心持ちは毛頭ございません。私が今日お話ししたい事は、私の個人的な仕事として、日本は今、こういう憲法を持っていいという、憲法を起草する仕事をやっている、その事についてであります。始めたのは、ずっと前なのですが、昨年の十一月七日付の「内外ニュース」というタブロイド版に、発表しております。すでに二十一回ほど書いております。これは本当は大変にむづかしい仕事ですけれど、思ったよりやさしいということもある。そもそもむづかしいなどと思うからいけないので、憲法というものは、あくまで庶民のものでなければ駄目です。国民がそうむづかしい事を考えるわけがないんですから。つまり、日本という国はこうあるんだと。だから日本らしい憲法を持てばいいと。この一点に集約されるんです。今日のスローガンに、

「もどせ、日本の心」というのがありますが、日本の心を表わしていないのが今の憲法です。(拍手)

そこで、日本らしい憲法は何かという事を考えてきたわけです、二十一回にわたって。あと三回ほどで終わります。しかし、条文化した新憲法案を発表する気持ちはありません。条文を書きますと、文章のはしばしについて議論が起ころ。専門家はそれを好みますからね。

では、いったい新憲法は何章あればいいのか。私どもの間でも、まだ結論は出ていませんが、場合によっては序章のほかに六章といったような、短い形がいいかと思っております。そこで、どんな事を書いたか、あっさり申し上げますが、第一は約半年ですませるつもりだという、われわれの計画のあらましです。つづいては、この憲法はどういう理念、あるいは基本姿勢で作られているかという事で

文章にして、国会で決議して決めるという性質のものじゃない。それは古来の日本の歴史が、自らそのなかにおいて決めたものです。その決めたものを、何が決まっているかと悟るのが、国民の仕事なんです。だから法律というものは、本当は作るべきものじゃなくて、発見すべきものなんです。そのなかで、しかし憲法というものは成文にしなれば国は動きませんから、その成文は不文律であるべき部分の下にある。つまり位の低い法律の一群があって、その親方が憲法であると、私どもはこう思っているんです。

それが立っている考え方の枠組があるわけです。われわれとしては、パラダイムを発表する前提として、割り切るべき問題を六つほど掲げました。第一が戦争放棄です。この割り切りは、自衛のための戦争は別だという理念でいけば、それですむわけです。第二は靖国神社参拝問題ともいわれる宗教問題ですが、日本における宗教は政治の邪魔をすることがありません。宗教と一本化しているのが日本の政治です。ですから、政教分離という思想は、日本の憲法ではいらない。その事を述べてある条文は、すっぽり削除して、知らん顔をしていけばいい。それがわれわれの考えなんです。(拍手)

正しいから、皆さんぜひこうしろという態度はとりません。われわれはこう思うと。それを国民の皆さんで論議してくださいと、こういうつもりなんです。その意味では今日の「もどせ、日本の心」「おこせ、改憲論議」というスローガンは、まことにありがたい。せめて半年か一年、本当の憲法論議をやって、日本の国体、これからは国柄という言葉をつかたほうがいいと思いますが、敗戦や何かで曇らされていた国柄を、本当はこうだとわかればいいですね。そうすれば、国民の大部分は、日本の憲法が非常に曲がったスタイルになっている事に気付く。そして、その憲法でここまでこられたのは、つまり日本の国柄が素晴らしいからと

そのほか、割り切るべき事のなかには、民主主義があり、基本的人権というおかしな言葉もあります。また、政府の役割りとか何とかむづかしい問題がありまして、それらをいちいち割り切っているんですが、もう一つ厄介な問題は、本当の憲法は不文律だと、私は思っているという事です。憲法のなかの天皇さまとは、こういうものだという事はありますし、考えなければいけないけれど、それを憲法の

いうこともよく分かるでしょう。これからはそういう論議をしていただきたいと思います。(拍手)



●推進の言葉

改憲の声を もつと高らかにあげよう!

作曲家

文化人代表 黛 敏郎

ているのでありますが、いまだに改憲の道は遠いのであります。いったい、それはなぜでありましょうか。

私は、私を含めまして、憲法を改正しなければならぬという声のあげ方が、まだまだ足りないからだと思っております。(拍手)私どもが日本を守る国民会議を三年前に結成した動機も、実はそこにございました。もつと活発に、もつと大きな声をあげようではないか。その悲願にこり固まって、今日まで活動をつづけてきたわけでありますが、しかし、まだまだ足りないと思っております。今日お集まりの皆さまは、すべて同志でありますから、「おこせ、改憲論議」のスローガンにふさわしく、お互いに今に倍する声をあげようではありませんか。(拍手)

今において、憲法を改める時期はもうないのであります。日本国民の過半数は戦後生まれになつたわけで、生まれ落

戦後もすでに四十年近い歳月が流れました。中曽根総理は戦後体制の総決算という事を言われておりますが、私はこの占領政策の産んだ申し子である憲法が改正されない限りは、戦後体制の決算はあり得ないと思っている人間でございます。(拍手)中曽根総理も、実はこの自主憲法期成議員同盟に名をつらねていらつしやいますし、また、自ら改憲論者である事を言明なさっております。その中曽根総理をもつても、改憲を政治日程に上げないと表明していらつしやる。それから、岸会長を中心に、国会議員の二百六十四名の先生方が、自主憲法期成議員同盟をお作りになって、非常に精力的な活躍を続けていらつしやる。この自主憲法制定国民会議も、皆さまの嘗々たる努力のもとに続けられており、私どももその弟分として、日本を守る国民会議というものを結成し、国民運動の盛り上がりを図つ

ちた時から今の憲法がある。それを改めなければならぬという気持ちにさせるのは、容易なわざではないのであります。戦後生まれでないかたがたなら、今の憲法でない自主的な憲法を持った時に、われわれの生活が、祖国がどうなるかという事に対する、明確な認識がございます。しかし、この憲法下で育つた若い人たちの間には、残念な事にそれがないのであります。(拍手)

そして、憲法というものは単なる法律問題ではございません。京都大学名誉教授の田中美知太郎博士がいみじくも喝破されましたように、「憲法は日本人の精神にかかわる問題」なのであります。今の憲法がはびこっているために、どういふ事が起こつたか。最近の総理府の調査によりますと、世界各国の十八歳から二十四歳までの若者に、自分の利益を犠牲にしても、国の利益を優先させる気持ちがあるか、どうかというアンケートをいたしました。ところが、「ある」と答えた日本の若者は、たった十六・二%で、世界主要国のなかでは最低だったのであります。この数字を聞きました時に、私は慄然たる思いにとらわれました。つまり、今の日本の若い人達にとっては、国家の意識がなく、国というものは個人の幸福を犠牲にするものだという認識しかない。大変な誤りです。国というものは、個人個人の集合体でありまして、まず国がない限りは、個人の幸福というものはないのであります。(拍手)今の憲法に欠落

している一番大きな精神的欠陥は、それが明確にされていないという事であります。(拍手)

その国家の中心にあるものは、わが日本国におきましては天皇であります。私どものグループは昨年と一昨年に続き、昨夜も前夜祭として憲法をめぐるシンポジウムを開催いたしました。第一回、第二回は防衛問題でしたが、今回は第一条にうたわれている天皇の問題を取り上げたわけであります。防衛の問題もたしかに重大であり、第九条への論議も、もちろんなされなければなりません。しかし、防衛の問題は、軍事力を持つて日本を守ることでもあります。日本を守るためには、力だけでは足りないのです。魂で守られなくてはならない。精神で守られなくてはならないのであります。(拍手)その魂、精神の中核にあるのは何か。私どもはそれが天皇であると考えております。(拍手)今の天皇が、日本及び日本国民統合の象徴であるという、この象徴という言葉が、はたして適切であるか、どうか。そういう議論もシンポジウムの時になされました。象徴という言葉でなく、少なくともそれは元首という言葉を換えられなければならない、という意見もございました。(拍手)とにかく日本におきましては、天皇というものが国民の魂の中核であるということ、これからの改正運動の上にも、ぜひ強く反映させていたいただきたい、お願い申し上げる次第でございます。(拍手)



●推進の言葉

改憲のために 婦人も勉強しよう

日本婦人連合会会長
婦人代表 荒川 綾

岸先生はさきほど、自主憲法はぜひお目の黒いうちにおっしゃっていらっしやいました。どうか皆さま、そのお言葉の通り、先生のお目の黒いうちに、さつそくにも改憲の段取りに運んでいただきたい（「そうだ！」という声）と、まずお願い申し上げます。（拍手）

ただ、この改憲をいたしますのが、非常にむづかしい。衆参各議員の三分の二が賛成し、それを国民投票にかけてとかいうように、がんじがらめになっているようですから、どうしたらスムーズに改憲できるかという手法を、私も婦人もどんどん勉強して参りたいと思います。（拍手）それにつけても、今朝の新聞をみましても、護憲、護憲で、この会の事はちよつとしか出ておりません。いま日本の国において、日本の精神をうたいあげ、国民意識を正しく導いているのは、サンケイ新聞と世界日報（拍手）

だけでございます。（拍手）

たしか四月ごろでしたか、NHKでかつての学徒出陣のドラマを放映しておりました。国のため、同胞のため、この一身を捧げるのだと思えば、戦死も悲しくない、悔しくない、当然と思つて出陣するという遺書が朗読されたのを、胸一杯になって聞きました。もう一つ、今度は戦争未亡人の短歌をお聞き下さい。「この果てに君あるごとく思われて春の渚にしばしたたずむ」「かくばかりみにくき国になりたれば捧げし人のただに惜しまる」（拍手）本当に、なんて醜い日本になってしまったのでしょうか。どうか皆さま、かつての日本の精神を取り戻すためにも、こうした時代を刷新するためにも、国民の心のよりどころである憲法を、自主的に改正できるよう、皆さまのお力をぜひお借りしたいと存じます。（拍手）



●推進の言葉

真の平和のために 新しい憲法を！

国際勝共連合
青年代表 伊藤 好子

毎年、この憲法記念日を迎えるたびに、憲法改正問題のむづかしさと、また同時に、この運動の必要性を痛切に感じる一人でもございます。（拍手）国際共産主義は軍事力を背景に、日常茶飯事のようにテロを行つておりますが、目を転じて国内をみますとき、政局の安定と財政再建、そのための行政改革、これは非常に重要でございます。しかし、改革の根本となる憲法。それを改正せずして、日本を守る事ができるでしょうか。現憲法というものは、日本を弱体化するために、占領政策の一環として押し付けられたものでございます。今日では、憲法の行間の解釈によって、国の防衛が考えられてはおります。たしかに、懸命の努力をし、維持されて参りました防衛問題ではございますが、果たしてどれだけ、私たちの願う国の防衛がなされているのでしょうか。もはや、これ以上、この現憲法で、迫りきた

るきびしい内外情勢を乗り切れることは、不可能と私は思うのでございます。（拍手）

また皆さま、ご承知のように社会党は護憲を叫んでおります。実は私、恥ずかしい事に知らなかつたのでございますけれど、社会党は当時の審議で、憲法改正を論じていたのです。それは当時の議事録にちゃんと載つております。それなのに、今は護憲を叫んでいる社会党。結局護憲運動というのは、日本を弱体化して、共産主義革命に有利な状況を作るためのものと考えてもよいのではないのでしょうか。（拍手）ですから、護憲という言葉の背後にかくされた意図を見抜いて、私たちの願う、日本の真の平和と独立のための憲法を、日本の歴史・伝統を継承しながら、新しい世界のリーダーとなり得る二十一世紀の日本の憲法を、いまこそ実現すべき時であると感ずるのでございます。（拍手）



●記念講演

私の憲法改正意見

衆議院議員、元文部大臣・法務大臣
自由民主党憲法調査会会長

稲葉 修

一、憲法改正はまずこの三つから

名論卓説をたくさんお聞きになって、皆さまもお疲れでしょうから、あまり長くやらない事に致します。(爆笑・拍手づく)

実はこの会で記念講演をといわれた時、私は嫌だと言ったんです。(笑)昭和五十年、法務大臣のころにこの会に出て、ひどい目に遭ったからね(笑)と、ちゃんと理由をあげて……。しかし、本当のところは、あれでもって憲法改正を唱える事は憲法違反ではないという論議が定着したようであります。(拍手)

とにかく、法の番人たる法務大臣が、憲法改正を目指す会議に出るとはけしからんじゃないか、こういう議論なんですね。私は、どうして悪いんだと反問したわけです。た

思います、そのなかで憲法改正論について、たしかに改正すべき点は多々あるだろうけれど、さしあたり急いでやらなければならぬ点は、三つじゃないかと申しました。

一つは、憲法第九条であります。自衛隊や日米安全保障条約について、合憲・違憲の両論が相半ばしているわけですが、私は自衛隊の存在と、日米安全保障条約により、四十年になんなんとする戦後の日本の平和は保たれてきたと思います。(拍手)あれがなかったとしたら、とうにやられていたと、私は思っているんです。(拍手)その国の存立の基礎である、この安全保障に関する憲法の規定について、それぞれ相反する二つの議論があることは好ましくありません。

〔「そうだ」の声〕しからば、どのように直すか。それは国民世論の示すところによれば、八十六%が自衛隊も日米安全保障条約も必要だといっているのだから、二つとも合憲なんだということをはっきりさせたいと思います。

(拍手) 民主党などは、国会の決議で決めたいいいじゃないかと申しますが、いったん決議してみたところで、反対論は残りますわな。非武装中立が正しいという解釈の政党があるんですから……。それでは、憲法上の定着は望めません。

だから私は、憲法第九条の一項はそのままでもいいかも知れませんが、二項の「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、

しかに憲法を改正するなという国民の声もあるだろうと。しかし、憲法改正に賛成だという国民の声だってあるじゃないか。国会にはいろいろな代表がいるのだから、その国民の声を代表して論議を戦わせるべきで、それでこそ言論の府ではないかと。こんな事がありまして、最近では憲法改正論を唱える事それ自体は、何ら差支えないという事になりました。御同慶の至りであります。(拍手)

さらに、これをもっと強くやって定着せしめたのは、奥野法務大臣でありました。私はあの当時も党の憲法調査会会長でありましたから、よく知っていますが、あの人の論議は法律学上も、政治学上も、何ら間然するところがない。理路整然たるものであったわけであります。

さて、私は昨年九月に、「これでも黙っていられるか」という小冊子を書きました。お読みいただいた方もあるかと

これを認めない。」を削除して、「外国の不当な侵略に対しては、これを排除するため軍隊を持つ」と、簡単明瞭にしたいと言っています。(拍手)ところが、そういうふうには明確に書くと、歯止めがなくなつて軍国主義になり、ついには軍事大国になる恐れがあるから駄目だという人が多し。大学の教授なんか、そういう事を新聞に書いたりします。これは憲法調査会の承認を得ておりませんから、私の全くの私見ですが、防衛のための武力を持つと明確に書くと同時に、やはり軍事大国化しないような歯止めの規定を、第三項、第四項、第五項、第六項というぐあいに、きちんと書いたらどうかというのが私の主張です。(拍手)

では、どういう歯止めをするかというと、これはねえ、皆さまからお叱りを受けそうで、あまり言いたくないんだけどね(笑)、やはり日本単独の意志をもってしては、海外派兵はしないということ。それを思い切って書いたらどうか。現在の武器の発達をみると、すでに一国だけで武装して自国の安全を守るという事は、米、ソ連は別として、夢物語になりつつある。ヨーロッパでは、EC(欧州共同体)やNATO(北大西洋条約機構)のような、集団安全保障体制をとっている。そして、フランス、イタリア、ドイツ共和国連邦など、いずれの国も一国の主権の一部を、より高次元の国際機構に委譲することが出来るという、主権委譲規定を置いているわけですね。第二次世界

大戦の終了前までは、主権は唯一最高、絶対不可分のものであったわけで、このように変わってきたということは、人類の進歩だと思えますね。これは大した事です。

日本国憲法は、大きな理想を掲げた、世界に先立つ進歩的な憲法だなんてよく言いますけれど、主権委譲規定がないなどという事は、手遅れな憲法、古めかしい憲法だと私は思いますね。(拍手)

さらに、私どもとして望ましい事は、世界永遠の平和、人類永遠の平和でありますけれども、これは世界が一つになる世界連邦国家の建設が実現した後に、初めて出来るものだと思います。そして、やっぱり高い理想を掲げるという事で、日本国民は人類永遠の平和を希求するがゆえに、世界連邦国家の建設を指向するという規定がほしい(拍手)と、こう思うのであります。そして、世界国家が出来ればですよ、原爆、水爆などは世界連邦国家で管理して、アメリカにもソ連にも、どこにも持たせない事も出来ますからね。しかし、そういう事はなかなか実現しないでしょうから、それまでの段階として、外国からの侵略に対しては、これを専守防衛するため軍備を持つというのが普通であって、ただ、それが膨大化し、軍事大国にならないように歯止めをつけたらいいじゃないかと、簡単にいうとそういうことであります。どうも勇ましい話じゃなくて申し訳ないですか。(笑)

三、二院制の撤廃も必要

もう一つは衆議院、参議院の二院制の問題ですが、私は二院制の必要はないように思っていますね。これが、アメリカ合衆国とか、ドイツ連邦共和国、ソビエト社会主義連邦共和国のように、複合国家だったら、その連邦を構成する各州、各邦の代表者と、全国民の代表者と両院あっても意味のあることは認めます。しかし、単一国家で二院制度をとっている例は、ほとんどなくなりました。デンマークは一九六三年の憲法改正で衆議院だけになったし、それに次いでオランダ、ベルギーなどの単一国家では、みな一院制をとっていますね。

わが国では行政改革をやらなくちゃいかん、小さな政府、そして効率的な政府を作らないかと問題になっているのですから、まず立法府自らが無駄な事は省くということとで範を示さなければ駄目です。行政府にだけ、小さくせい、小さくせいといっても、なんだ、人の事はやかましくいうけれど、自分のほうは何もしないじゃないかと、そっぽを向かれるからね、やっぱり立法府が率先垂範すべきだと思います。(拍手)

以上、三点について意見を述べましたが、これはあくまで私見にすぎません。演題の通り「私の憲法改正意見」です。その他にもありますが、まあ、長くなりますから。(笑)

二、権利・自由についての制限条件

それからもう一つは、憲法の第三章でございまして、近代憲法上、国民の権利・義務というところは、どこの国の憲法でも重視されております。この日本国憲法第三章をみますと、どうも個人主義哲学に基づいているようです。もちろん全体主義であっては困るけれども、個人と個人の形成する国家との関係がね、個人が先で国家が後というように思想で貫かれておりますから、権利の乱用がうんと行われるわけですね。それをセーブするために、公共の福祉という概念を持ってきて、「公共の福祉に反しない限り」としているけれども、その「公共の福祉」ということが、なかなかむつかしい。結局それは国会で決めるんでしょう。例えば青少年の健全な育成のため、毒物を流すような書物はなるべくセーブするのは公共の福祉であると、国会は多数決で決める。国民の憲法上で保障された権利・自由が、過半数でもって議決され、制限されていくという事は、憲法が実質的に過半数で改正される事にひとしい。かつてのナチスドイツのように、国会の多数決で国民の権利・自由を制限するような法律を作って、憲法を骨抜きにしてしまふ危険があるから、私は憲法第三章の権利・自由についても、ある程度の憲法上の制限条件をつけておいたらいと思つておきます。

東京に民間放送の支社長会議というのがあって、そこで百人ばかりの前で、今みたいなことを話したら、みんなウーンと行って反対はないんだ。こんな重大な事を独断でいつて間違っちゃ困るから、どうですかときいたら、いや、間違つてないように思いますと、こつこつうんだな、みんな。(拍手)それじゃ、憲法改正はまるで話にならないような事はいわずに、マスコミもやってくれよといったんですがね、そしたらやるような顔をしていただけで、実際はちつともやらないね。(笑)それだけでなく、邪魔をするね。(笑)困つたものだ。(笑)

われわれの自由民主党の憲法調査会はずね、今の憲法は有効に存在しているんだという前提で、憲法第九十六条の改正手続きを経て、そうして国会で三分の二の賛成を得てやるんだというのが建て前です。三分の二の議席を自由民主党だけでとれないなら、自衛隊は合憲だと認めるといつている民社党はもちろん、公明党ぐらいまでは入れてね。

はじめに申しましたように、例えば第九条の改正にしても、歯止めはキチンとつけてあるのだから、この辺のところには歩み寄つたらどうだと、こういう事も説得し得る段階にまできたのではないかと、そのように思うのであります。

(拍手)どうも、あまりぞつとしないような、なまぬるいような話で恐縮でしたけれど、以上をもちまして私の話を終わります。ありがとうございました。(拍手)

大会決議

一、我々は、「改憲は、戦後の総決算」とのスローガンのもと、わが国の国情と時代にふさわしい自主憲法を早期に制定し、もって民族の悲願実現を期す。

一、我々は、自由民主党が、結党以来の重要政綱である「自主憲法制定」を、年頭の党大会で決議・宣言・運動方針に掲げたとおり、党が率先して、一大啓発運動に取り組むよう、ここに要請する。

右決議する

昭和五十九年五月三日

自主憲法制定国民大会

〈大会決議〉

司会者 次に、大会決議に入りたいと存じます。では決議案の朗読を、佛所護念会青年部の坂尾光康君にお願いいたします。

(上掲の大会決議文を、力強く読みあげる)

司会者 ただいま朗読いたしました決議案を、今大会の決議として採択することに、ご異議ありませんか。(盛大な拍手) ありがとうございます。ありがとうございました。万雷の如き拍手をもって、大会決議はここに採択されました。

なお、この決議には自由民主党に対する要望も含まれておりますので、本会の岸会長から村田国民運動本部長にお手渡しいただき、党へご伝達願いたいと思っております。(大拍手づく)

●閉会の辞

日本の心を顕現した

憲法を作ろう

日本郷友連盟会長

廣瀬 榮一

本日は由緒ふかい明治神宮会館におきまして、各界の諸先生がたのご来臨をいただき、また、国を愛する同志各位多数のご参加を得まして、自主憲法制定国民大会が、かくも盛大に行われました事は、ご同慶の至りであります。

憲法は、申すまでもなく国の基本法であります。したがいまして、国民の意志の反映であり、国体、国柄を顕現すべきものですから、自らの手で作らなければなりません。

(拍手) その事はさきほどから、諸先生がたのひとしく指摘され、ご教示されたところであります。

また、ご参会の皆さまがたのご同意を得て、大会決議がなされた事は、国民の意志を端的に表明したものととして、大変に意義ふかかったと思えます。私どもが祖国日本の永遠の発展を祈るためには、一日も早く日本の心を顕現した憲法を持たなくてはなりません。本日の、この感激を胸にいだき、誓いを新たにして、本運動の推進のため、挺身する事を誓うものであります。(拍手)

最後になりましたが、本日ご来臨いただきました各界の

先生がた、かくも多数ご参会いただきました皆さま、そして本会場をご提供下さいました明治神宮ご当局に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。(拍手)

以上をもちまして、本大会の閉会の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

●万歳三唱

明治神宮宮司 高澤 信一郎

それでは、ご指名でございますので、天皇陛下の万歳三唱の音頭をとらせていただきます。

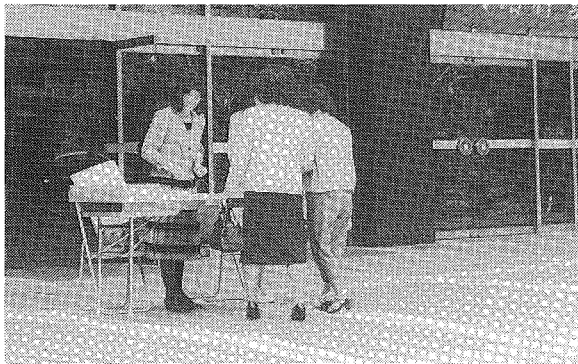
本年は天皇さま、御大婚六十年をお迎えになりました、国をあげてお祝いを申し上げたい気持ちでいっぱいでしたが、現実法下ではなかなかむづかしいことで、まことに残念でございます。しかし、本日のこの会は、ゆくりなくも御大婚六十年のお祝いともなりました。さらに本日の憲法を、何よりの贈り物として、一日も早く差し上げたいと存じます。(拍手) 皆さま、いかがでございますしゅうか。(拍手)

この会場は、明治天皇さま、昭憲皇太后さまもご照覧の聖域でございます。お爺さまの天皇さまにもお喜びいただくように、力強く万歳を三唱いたしましょう。

天皇陛下万歳！ 万歳！ 万歳！ (全員による高らかな万歳三唱終わる) どうもありがとうございました。(拍手)



▲大会会場・明治神宮会館へ向かう岸信介会長



◀今年も熱心な女性参会者が多い

▶大会がスムーズに行われるよう、早朝から綿密な打合せが行われる

▼記念講演までのひととき、ロビーで憩う参会者



盛会 御礼

去る五月三日、明治神宮会館において挙行されました「第十五回自主憲法制定国民大会」は、終始熱気溢れる満席の盛況裡に、無事終了いたしました。

これも、心ある皆様方の御熱意と御芳情によるものと、執行部・事務局一同、心より厚く御礼申し上げます。

なお、気運上昇の折柄、この運動に一層の御理解・御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

昭和五十九年六月吉日

主催 自主憲法制定国民会議
 会長 岸 信 介
 理事長 植 竹 春 彦
 世話人、役員一同
 主催 自主憲法期成議員同盟
 会長 岸 信 介
 常任理事、役員一同

編集 後記

▼事務局では、毎年のことながら、五月三日の開会の幕があくまで、果たしてどの程度の聴衆が来られるか不安につつまれます。

▼護憲派など左翼は、上からの命令で労組などに人数を割り当てることできますが、それでも護憲集会は毎年、満席どころか空席が目立つと聞いております。また野党の首脳が当日街頭で風船やビラなど配って呼びかけても、道行く人の反応は少なく、ただ左翼系大新聞がことさらに大きく書きたてるだけ、のことです。

▼これに対して、われわれの改憲集会は、毎年、二、三千人の会場を埋めつくしてありますが、自由主義社会に立つわれわれの場合は、加盟団体があっても強引に人数を割り当てることはできず、動員のお金を出すわけではありせんから、事務局では、ひたすら各団体の国を憂えるお

気持ちに期待するほがなく、その上五月の連休時は、加盟団体それぞれに行事の多い時期なので、あまりご無理なお願ひもできません。

▼そこで、当会では、数日前から、街頭宣伝車を巡回させるなどして、国民の皆さまに呼びかけておりますが、それだけに、幕があいて満席の会場を見渡すとき、まことに涙のこぼれる思いです。同志の皆さま、この国民運動に一層の御協力を。(清原)

憲法 第十五回国民大会報告号
 発行日 昭和五十九年六月二十日
 編集 事務局長 清原 淳平
 発行人 自主憲法制定国民会議
 発行所 千106港区六本木七三三一二
 ラポール乃木坂一〇三
 電話 五八一―一一九二番
 振替 東京六―二二八七九
 定価 三百円(送料七十円)

・自主憲第702号 禁無断転載

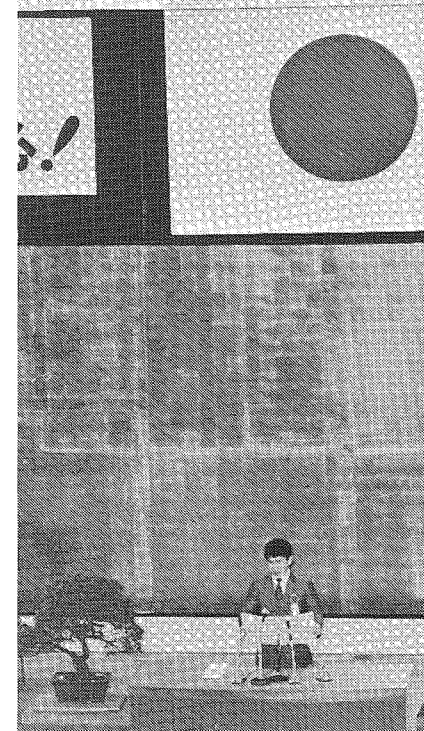


▲明治神宮宮司高澤信一郎氏の発声で万歳三唱

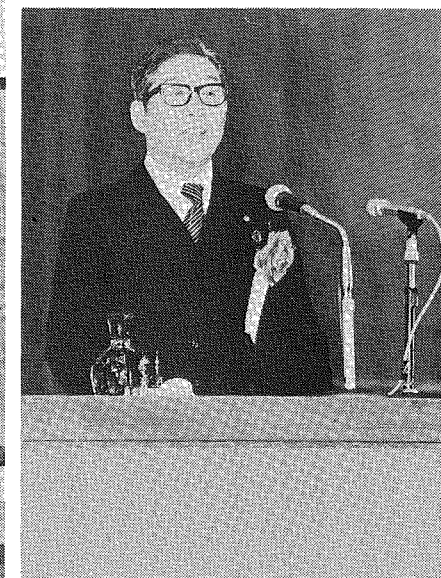
▼大衆に参加を呼びかける街頭宣伝車は、今年も東京中を駆け巡った



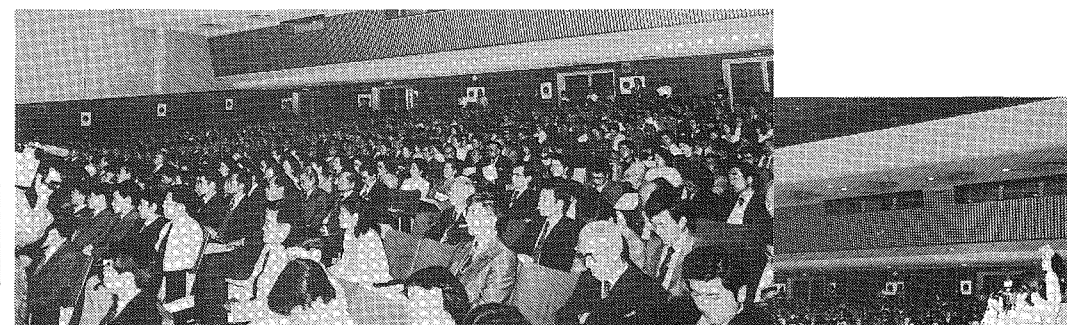
戦後の 自主憲法制



◀大会決議文を朗読する坂尾光康氏



▲閉会の辞を述べる広瀬栄一氏



▲熱気あふれる
会場風景

